

平成 29 年度第 1 回希少野生動植物種保存基本方針検討会 議事録

日時：平成 29 年 11 月 15 日（水）9:30～12:00

会場：経済産業省別館 2 階 235 号会議室

（環境省 奥田）それでは、定刻となりましたので、第 1 回希少野生動植物種保存基本方針検討会を開催したいと思います。

皆様におかれましては、遠い所より本日の検討会にご出席いただき、ありがとうございます。司会進行を務めさせていただきます環境省の奥田です。なお、プレスの方々には、事前にお知らせしている通り、カメラ撮りは冒頭のみとさせていただくことを重ねてお願いいたします。

まず、開会に先立ちまして、環境省自然環境局亀澤局長よりご挨拶申し上げます。

（環境省 亀澤局長）皆様、おはようございます。本日は、大変お忙しい中、種の保存法に基づく基本方針の見直しに関する検討会にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

種の保存法につきましては、先の通常国会で、特定第 2 種という国内種の新カテゴリーを設けること、希少種保全に取り組む動物園等の認定制度の導入、そして、国際種に関する管理強化などを内容とする改正法が成立いたしましたので、この改正を受けた基本方針の見直しが必要となっております。

また、環境省で平成 26 年に、種の保存法に関する対策の優先度の考え方ですとか、効果的、計画的に対策を推進する上での、考え方をまとめた保全戦略というのを策定しております。その保全戦略を、基本方針に確実に反映するよう、改正法案に対する国会の付帯決議で求められているところでございます。

いま、申し上げました、いくつかの点につきましては、昨年の種の保存法の在り方検討会で、ご議論いただいた点でありますし、それをうけまして、中間審で答申に盛り込まれた点でもあります。

今回は、こうした点も含め、基本方針につきましては、法改正ですとか、保全戦略を踏まえた見直しを行っていきたくと考えている所でございます。本日は、検討の進め方とか、見直しを予定している項目、さらにそれぞれに対する考え方につきまして、事務局としての考え方をご説明するとともに、関係する団体の皆様方からのヒアリングを予定しております。これらを踏まえまして、委員の皆様方には、見直しに当たって盛り込むべき内容について、忌憚のないご意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（奥田）ありがとうございました。本検討委員会につきましては、本日、7 名の検討委員の方に、ご参加いただいております。私の方から、ご紹介させていただきます（委員紹介）。

それでは、検討会に入りたいと思います。本検討会の座長については、中央環境審議会野生生物小委員会の委員長も務めていただいております、石井実委員にお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか

（異議なし）

皆様からのご了解もいただきましたので、座長は、石井実委員にお願いいたします。それでは、これ以降の議事進行につきましては、石井（実）委員にお願いいたします。どうぞ、よろしくお願いいたします。

（石井実委員）皆様、おはようございます。それでは、僭越ではございますが、司会進行を務めさせていただきますしたいと思います。さっそく、亀澤局長からもございましたように、希少野生動植物種保存基本方針の検討に際して、改正種の保存法、保全戦略の関係を踏まえ、来年の 6 月に向けて、基本方針を変更して

いくところですが。メンバーのほうは、種の保存法あり方検討会と同じですが、2回で原案をとりまとめますので、きびしいスケジュールとなっております。どうぞ、忌憚のないご意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、さっそくですが、議事次第に沿って、進めたいと思います。

第1番目「資料1 希少野生動植物種保存基本方針検討会設置要領」、それから「資料2 希少野生動植物種基本方針の変更に係る検討の進め方について」、事務局からご説明をお願いします。

(事務局:環境省 松尾) 希少種保全推進室の松尾と申します。よろしくお願いいたします。私の方から、資料1、それから、資料2について、ご説明させていただきます。

(資料1および資料2-1~2-4説明)

(石井実委員) ありがとうございます。資料がたくさんありますが、資料の2-3が一番、分かりやすいと思います。改正種の保存法と平成26年4月策定の保全戦略の内容を反映して、現在ある基本方針を変更することになります。この検討会では、基本方針の変更案の検討といったものがミッションとなります。何か、この部分について、質問がございましたら、お願いいたします。特に無ければ、先に進んで、関係団体のヒアリングに移りたいと思います。日本自然保護協会の辻村さんの方から、お願いします。

(日本自然保護協会 辻村) 日本自然保護協会の保護室の室長をさせていただきます、辻村と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

種の保存法に関しては、今年の3月に、日本自然保護協会だけではなく、WWF ジャパン、日本野鳥の会、トラフィック、イルカ&クジラ・アクション・ネットワーク、野生生物保全論研究会の計6団体共同で、意見書を提出させていただいております。今日は、基本的には、6団体のほうでの意見をベースに、述べさせていただき、日本自然保護協会は、その代表として、答えさせていただきたいと思います。種の保存法改正案に関する国会審議での参考人としても、意見を陳述させていただいておりますので、法改正に至る経緯も踏まえて、基本方針に対する意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず、基本方針の中で、国民からの提案制度について書かれています。この点、NGOからも、種指定に関する国民提案制度というのは、広く、早く作った方がよいということ、兼ねてから申し上げており、この点が法改正の中で、しっかり位置づけられたということは、種の保存に関する前進だろうということで、理解しております。それから、種指定だけではなくて、保護管理計画、生息地等保護区といった提案も、併せて出来る様になっているのかどうなのかが、確認させていただきたい点です。この点については、国会の議論の中で、関係官庁の中から、併せて提案があれば、提案していただいてよい、というお話をいただいておりますので、相当な前進であると理解しております。この回答を具現化する意味でも、法律の中には、種指定の提案について書かれておりますので、基本方針の中に、併せて、どういう提案を受けるのかというのを、記載していく必要があるのではないかと考えております。種指定に関しては、いま、現在でも提案制度はございますが、その中で、どこまで提案していいのか、というのが、なかなか一般の国民の方、それから、地域でいろんな自然保護活動をされている方にはなかなか伝わっていないので、できる限り、わかりやすく、基本方針の種指定だけではなく、保護管理計画や生息地等保護区について、提案を受けていく、できれば、その際の書式が、別紙のような形であれば、すごくよいのではと、思います。

それと同時に、その他の法令制度との関連について、例えば、自然公園の指定管理者制度とか、保護区を管理するための制度についてとの関連も書いていただけると、提案しやすくなるのではないかと考えています。

それから、2点目として、科学委員会については、我々からは、科学委員会の常設ということで主張させていただいてきました。これも、法律の改正の中で、しっかり、位置づけていただいたので、大変あり

がたいものだと思っております。科学委員会の設置、ということだけではなくて、大事なのは、どのような議論で、どのように種が指定され、そしてどのように保全管理計画が作られていくのかといった事自体の、全体が透明性の高いところで議論されていること、というのが、重要だと思っております。これまでも、提案制度がありましたが、我々も、過去にいくつかの種を提案させていただきましたが、なぜ、その種が提案を受け付けてもらえなかったのか、という理由については、まったく分からないまま、ということもありました。どのような議論で、例えば、科学的な判断はここまで、そのあとの、施策としての判断はこう、というところの、提案がどのように受け入れられているのか、変わっていくのか、もしくは、受け入れられなかったのか、というところが分かるような、透明性のある場面というのが、重要だと思います。それから、ちょっと穿った見方をすると、会議というのは、メンバーの選定で答えが違うというのが、自然保護運動をやっていると、非常に強く感じる場所です。ですので、メンバーの選定を含めて、国民に開かれた会議の場であるということが、重要であると考えています。この点については、情報公開に関していえば、秘匿性の高い希少種情報を扱うということもありますが、各自自治体での希少種検討会議については、どのくらいまで非公開とか、資料だけを出さないとか、そういった形で透明性を担保していく方法もございますので、なんらかの知恵を出していただいて、できるだけ、透明性を担保していくことが、重要と考えております。その辺を、基本方針に書いていただければと思います。

それから、国と地方の役割分担、というところが重要になってくるのではないかと考えております。これまでも、環境省の皆様と、議論させていただく中で、例えば、自治体によっては、国が指定するものは、自治体の条例の対象にしないと書いてしまっているところがあります。そうすると、国が指定しているものを、なんで自治体と一緒に守らなきゃいけないんだ、というふうな、変な役割分担ができてしまったり、かえって国全体の種の保存は進むにせよ、地域個体群としては、実は絶滅してしまうものがあるといったことが起きかねないという状況なんじゃないかと思っております。環境省さんとしては、自治体にそう欲しくないというお考えもあるでしょう。ぜひ、一緒にいろいろやりたいという、いろんな役割分担の話も書き込まれるということですので、国の指定が進むと、かえって地域個体群の保全が回らなくなるということが生じかねないという現状についても、憂慮されるということも、基本方針に盛り込んでいただきたいと思います。併せて、国と地方との、双方の取組が有意義に連携できる、条例とか法律の枠で、スパンと切られてしまうのではなくて、有意義に連携できるというような体制を目指していくことを、しっかりと、基本方針で明記いただくのがいいのではないかと考えています。あくまでも、地方自治体さんも、これまでも最大限の努力をされているものと考えておりますし、国としても、最大限努力をされているところは、十分理解している所ではございますが、そういった制度のすき間に落ちてしまっているものについて、厚く配慮しているといったことを、基本方針に書いていただけたらなと思っております。

それから、4点目、動植物園の認定制度については、私も、小笠原のアカガシラカラスバトの保護増殖委員会や小笠原等の希少昆虫類の保全の取組に関わっております。これまで動物園・植物園の方を含めて、努力をされて、種の保存に対して、非常に貢献をしてきていただいているということは、私も理解しているところですので、認定制度ができるということは、非常に良いことではないかと思っています。ただ、一方で、その認定をする時の基準が、全国统一基準でやるとすると、一つの種にもものすごく特化して技術を持っているけれども、そのほかの基準で合致しない、ということが生じかねないのではないかと、思っておりますので、その基準は、ケースバイケースということもありうるということを、念頭に置いた書きぶりが、重要になってくるのではないかと思っております。例えば地方の昆虫館みたいなところで、ものすごく技術を持った専門家の方がお一人いらっしゃったというとき、その方の努力で保護増殖ができてしまっているというような、昆虫の種もあります。今は、ほかの動物園などで技術を引継ぎ取ってやってもらったりしていますが、そういった方の努力というのをも、拾ってあげられるような制度、逆に、全ての基準は何と

なくクリアするけれども、技術はそんなに特化していない、という動物園が認定されるというのも悲劇だろうと思うところがございますので、認定の基準の示し方というのは、先生方の慎重な議論の上で、書きぶりを考えていただければと思います。個人的には、動物園、植物園については、両方制定して、ある程度のレベルの維持を国としても実施していくという努力が必要なのではないかと考えておりますが、この点については、基本方針とは関係ない話なので、意見として、述べさせていただきます。

5点目、海棲生物の保全についてです。これも、基本方針の中身というわけではないですが、今年、改正されて公表されたレッドリストというのが、環境省と水産庁とで、二省庁で作られているということです。水産庁のほうでは、わずか1種が、レッドリストに載っているという状況から、レッドリストに載らなければ、当然、種の保存法の対象種にもできませんし、そういったところで、なかなか海棲生物の保全ということが進まないという状況が変わっていないのではないかと考えています。こうしたことは、レッドリストの科学性を損なうことにもつながりかねない状況に通じると考えていますので、基本方針の話と違う話で申し訳ないですが、海域の生息地等保護区域の指定を進めていくという観点では、ぜひ、科学的委員会、レッドリストの管理といったことを、環境省が一元管理して作っていくという流れを作りつつ、今後の基本方針の中でも海棲生物の保全を進めていくということを謳っていただければと思います。

それから、6点目、第2種の生息地等保護区を推進していくなかで、里地里山については個人の所有地であったり、私有財産が関わって来てしまうところが非常に多くございます。土地所有者という方たちが捕獲のみの禁止措置をかけるにしても、土地を持っている方のメリットが見えにくいということがございます。少しハードルを下げたとしても、せっかくの制度が、なかなか進まないということになりかねないのではないかと考えております。できれば、その土地所有者の方へのメリットというのを、具体的に記載していく必要があるのではないかと考えております。土地所有者の理解がなければ、現在も、なかなか指定が進まないという状況がございますので、たとえば税制優遇だとか、その他の処置を今後、国としてそういった手当も考えていきますということを基本方針で書いていくということが、今の段階では必要なのではないかと考えております。せっかくこの特定第2種という制度が作られたということは、日本の絶滅危惧種を保全していく上でものすごく前進したものと理解しておりますので、その制度をより進めていくための制度として、先生方にご議論いただきたいと考えております。

最後になりますけれども、種の保存法に関する様々な施策というものが、日本における絶滅危惧種というものをなくすために重要な施策であるということ、関係者の皆様も共有していただいているものと思います。これをもう一度共有しなおして、絶滅の危機から一つでも個々の種を脱出させること、さらに将来的にはやはり、絶滅危惧種を作らないということを目指していくことということが重要だろうと考えております。そのためには我々NGOも今後も皆様方と協力して、いろんな努力をしなければならぬということを表明して、私の意見を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(石井実委員) ありがとうございました。今の、辻村さんの意見のほうで、ご意見ですとか、ご質問があれば、お受けしたいと思うのですが、皆様、いかがでしょうか。無いようでしたら、次にトラ・ゾウ保護基金の坂元様からお願いいたします。

(トラ・ゾウ保護基金 坂元) おはようございます。トラ・ゾウ保護基金の坂元と申します。トラ・ゾウ

保護基金というのは、その名の通り、トラとゾウ、それから、国内ではこれをテーマに保全活動に取り組んでおります。トラとゾウについては、インドの NGO とパートナーシップを結びまして、トラについては中央インド、ゾウについては東北インド、アッサム州で、主に森林地域、農村地域に住んでいる方々の日常的な活動によって森林が分断されて、ゾウ、トラの生息地が縮小しているという問題に取り組んでおります。それから、コリドーの確保が現在非常に重要な課題になっておりますので、そこにも力を入れて、取り組んでいるところです。

それから国内では、トラについては、今日お越しいただいている上野動物園との共同プログラムで、上野トラ大使という環境協力プログラムを行わせていただいております。それから、ゾウについては、象牙取引が非常に大きな課題になっていると思いますが、昨年ワシントン会議で象牙取引市場の閉鎖決議が採択されております。その決議の履行に向けて、調査・提言・普及啓発活動を行っております。

一方、イリオモテヤマネコですけれども、我々の方で、西表島に支部を置きまして、若い島民の方が専従職員として、地域の方と一緒に夜間のパトロール活動、今、ヤマネコにとっては交通事故が最も懸念される脅威となっておりますので、その防止のために島民の方と活動しております。その際、環境省の出先である西表野生生物保護センター、それから地元の竹富町と常に情報交換して、協力し合って活動しているところです。

トラとゾウは国際希少野生動植物種、そしてイリオモテヤマネコは国内希少野生動植物種ということですので、この種の保存法の、今後の運用の在り方というのはいずれにとっても重要な意味を持つものと考えられますので、意見を述べさせていただきたいと思いますが、私の方からは基本的なところについて2点、国際種、国内種、それぞれについて、意見を述べたいと思います。

まず、国内希少種に関してですが、個々の国内希少種を指定する際に、その保存の目標、手段、モニタリングの方法など、具体的な保全施策の進め方を定める旨を記述すべきであると考えます。

具体的に申し上げます。現行の基本方針においては、国内希少種を定めるに際して、選定方針が定められておりますが、どのような目標のもとに、どのような対策を講じ、その後、種個体群の状況を、どのように感知していくのか、については、触れられておりません。その一方で、今回の変更案の「第一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する基本構想」のなかで、3番としまして、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存施策の基本的進め方」、という項目が、追加されるということが提案されております。それで、この箇所、今回、一つの課題になっている保全戦略の「第4章3(1)種の特性や減少要因を踏まえた対策の選定」の冒頭にある記載を組み込んで、さらに、加筆を行うべきであると考えられます。その箇所について申し上げます。

まずこれは、保全戦略の記載そのものですが、「絶滅危惧種の保全対策には、様々な取組があり、特定の種に着目した保全施策のみならず、生態系に着目した保護地域や自然再生などの保全施策も絶滅危惧種の保全に資する。対象とする種の保全を効果的に実施していくためには、それぞれの種の特長（分布様式や特定の環境への依存度合い、増殖率等）や減少要因を踏まえて、また、人の生活との関連性などの社会的側面も念頭に置いた上で、これらの保全対策の中から有効な対策を適切に選定し、必要に応じて対策を組み合わせる実施することが重要である。」ここまでが、保全戦略の記載でございますが、これに新たに追加して、「そこで、国内希少野生動植物種の指定にあたっては、その保存の目標、第4ないし第6に定める施策」これは、捕獲譲渡規制、保護増殖事業、生息地等保護区の指定を意味しております。それらを含んだ、「保全対策及び種の個体群の生息状況のモニタリングの方法等、具体的な保全対策の進

め方を定め、これを実施するものとする。」これを、ご提案いたします。

こういう意見を申し上げる、背景、ですけれども、絶滅危惧種の保全は、実際、アメリカやカナダやオーストラリアなどの法制度では、そのようになっておりますけれども、生物学的情報の検証に基づいて、必要とされるあらゆる保全措置を検討して、それらを総合的に検討する戦略計画制度のもとに実証されることになっております。これは、種の保全に当たっては、必要不可欠なものであると考えております。日本の種の保存法では、翻ってみますと、こうした前提となる法定計画制度が欠けていることが根本的な課題であるということをご認識しております。ただ、法改正を行わなくても、法令の運用レベルにおいても、先ほど申し上げたような、種の指定に伴ってその目標・手段・効果測定等の方法を行政内部の方針として定めることは可能であると考えられます。戦略的・計画的種の保存を図るため、最低限このような措置をとることを、希少種保存基本方針で明示すべきであると考えております。

次に、国際希少種についてであります。意見は非常にシンプルでして、「国際希少種に関する考え方に
関する記述を充実させるべきである。」ということです。具体的に申し上げます。現行の基本方針における国際希少種の保存については、さきほどの構想において第1の以下の記述があるのみと見受けられます。「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存は、国際的にも緊急の課題であり、我が国も、積極的な協力が求められている。このため、本邦において、絶滅のおそれのある野生動植物の種のみならず、条約等に基づき、我が国がその保存に責任を有する種についても、輸出入及び譲渡し等を規制する措置を講ずる。」

このように、あまり具体性がありませんので、国際希少種の保存に関する考え方の記述を充実させることが必要であると思います。そこで、充実させるにあたって何を引用すべきか、参照すべきか、というところですが、先ほど国内希少種のところで私も引用を提案した保全戦略、ここではもっぱら国内希少種に関する記述が多く、国際希少種の保存については方針的なところはほとんど触れられておりません。そこで、種の保存法による国際希少種の保存について改めて考えますと、これは種としてワシントン条約の規制対象種の国内取引関連の仕組みを定めることを通じて実施されているわけでありまして、ワシントン条約で採択されたワシントン条約戦略ビジョン、そこでは3つの戦略目標が掲げられておりまして、その一つ目が「条約の遵守、並びに施行及び執行」、となっています。この第1目標のもとに、さらに8つの小目標が設けられておりまして、その中でも冒頭の3項目は基本的なものであると考えられます。そこで、これらの小目標を反映して、先ほど述べました基本方針の「基本構想」の中に、次のように挿入してはどうかと考えております。

まず、現行基本方針のままですけれども、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存は、国際的にも緊急の課題であり、我が国も積極的な協力が求められている。このため、本邦において絶滅のおそれのある野生動植物の種のみならず、条約等に基づき我が国がその保存に責任を有する種についても」そのあとですね、「条約上の義務を遵守することはもとより、透明性・実現性・一貫性・利用のしやすさを備えた手続きのもと、条約締約国会議で採択された決定と一貫した輸出入及び譲渡等を規制する措置を講ずる。」

また、この箇所の変更に伴いまして、基本方針の第六、変更後は第八になることになっておりますが、「その他野生動植物の種の保存に関する重要事項」の3、変更後は5になりますが、「国際協力の推進」の箇所にも同様の加筆がされるべきものと考えます。

資料にはない点を1点追加させていただきますが、今申し上げました、国際協力の推進に関連しまし

て、ワシントン条約では留保という制度があり、希少野生動植物種を指定する際に、付属書に掲載するという形をとりますが、それに対して、留保した国に対しては、その種に関しては条約の規制の適用を受けないという扱いにされております。日本は留保している種が少ない国の一つであります。留保してしまいますと、現行基本方針上、国際希少種にも指定されないということになって保護の手が及ばないこととなります。そのことを考えますと、留保に関しては定期的に最新の科学的知見や社会的状況を踏まえて見直して、できるだけ留保を減らしていくことが重要であります。この点も、基本方針に付け加えていただきますよう提案をしたいと思います。この国際希少種について、先ほど申し上げた充実した記載、特に条約の記載と一貫性のある施策を展開しなければならないと申し上げた背景として、現在、問題となっている象牙取引の問題があります。昨年、ワシントン条約の国際会議がヨハネスブルグで開催されましたけれども、その際に IUCN が報告した最新のアフリカゾウの生息状況といえますのは、2006年から2015年の間に11万1000頭減少した、主の原因は象牙目的の密猟です。その結果、個体数は41万5000頭にとどまったということです。こういった中で、現在最大の消費国となっております中国は、アメリカとともに2015年の9月にそれぞれの国内象牙市場を閉鎖することを宣言して、2016年の1月には、香港もそれに同調した、そういった流れを受けて、ワシントン条約締約国会議では、国内象牙市場の閉鎖決議が全会一致で、採択されたという訳であります。この会議は10月でしたけれども、この会議の後に香港が3段階のステップを示し、2021年までに象牙取引を全面禁止する方針を明らかにしました。同様に、中国が全ての象牙取引を禁止するスケジュールを示しております。イギリスは先月、お家芸でありました、非常に論争があったアンティーク品を含めた象牙の国内取引を禁止することを公表しましたし、つい最近、国内の象牙販売禁止の法案を提案したという報道がなされておりました。

このような動きに対して、日本政府は、決議の文言や採択の経緯からすれば、きわめて、非常に無理のある独自の解釈をされて、日本は決議の対象外だと主張されているわけですがけれども、個々の条約締約国が、自国に都合が悪いからといって、その総意である締約国会議を無視するようなことになれば、条約の効果的な実施にはきわめて悪影響が大きいと言わざるを得ません。日本がそのような悪しき事例になることがないように、国際希少種の保存に関して、ワシントン条約の決議と矛盾した対応がなされることのないよう、種の保存基本方針で確認しておく必要があると考えております。

以上です。ありがとうございました。

(石井実委員) ありがとうございました。これに対して、何かご質問はございませんでしょうか。特になければ、次に、日本動物園水族館協会の福田さん、お願いいたします。

(日本動物園水族館協会 福田) 日本動物園水族館協会の福田でございます。よろしくお願いたします。資料はございませんので、口頭で、考えなど述べさせていただければと思います。今回の種の保存法、とりわけ、希少野生動植物園の認定について、意見を述べさせていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

近年、動物園において、生物多様性、種の保全など、取り組んでいる所であります。動物園の役割というのは、非常に多様化してきていますが、最近では、レクリエーションだけではなくて、教育、生物多様性の保全、それから研究、の4つの役割がよく言われています。この中でも生物多様性の保全について

は、動物園と水族館がこれまでも取り組んできましたが、さらに、きちっと実績を作っていくために、取り組みを強化していくところです。様々な主体、特に域内の保全、それから動物園、水族館で行っている域外の保全というのを、いかにして連携していくかというのが様々な場所で議論されています。そこで、法改正に伴う認定制度の案については、私共では2ついい点があると思っております。一つは日本で取り組んできた生物多様性の取組の位置づけが明確になってきたということです。動物園、水族館については、生物多様性保全に関する事業の位置づけについて基盤がないものですから、非常に苦慮している面があります。これについて、法的な位置づけというものができたと思います。もう一つは、認定制度ができることで、今後認定を受けるにあたって様々な責任を持って、しっかり進めていかなければならない、というところです。認定を受けて終わりではなくて、そこからがスタートですので、今後さらに事業を進めていくためには、どうしていったらいいのかというところを、動物園、水族館がまた改めて考えていかなければならないと思っております。

今後ご議論いただく認定の基準については、全ての園が認定を受けるというのは、なかなか難しいと思っておりますし、認定を受けるからにはきちっと実績を残せる動物園、水族館が、認定を受けるべきであると思っております。ある程度共通して、やらなければいけない目標を作らなければいけないということで、水準というものが、当然設定されるだろうと思っております。それに伴って、基準というものが定まってくると考えております。それから、動物園、水族館だけでできること、様々な皆様の様な主体と連携しなければできないことも多々ありますので、動物園水族館協会としては、様々な方々と連携してするために今後この仕事を進めていければ、という風に考えております。

簡単ですけれども、以上となります。

(石井実座長) はい、どうもありがとうございました。福田さんのご意見について、何かご質問等ございますでしょうか。ないようでしたら、次に「4 希少野生動植物種保存基本方針の変更の考え方について」事務局よりお願いいたします。

(事務局：環境省 松尾) 資料4の説明

(石井実座長) どうもありがとうございました。現行の平成4年のものは参考資料の1にあるとおりです。これに資料4「基本方針の変更の考え方」を加えたものが完成のイメージで考えております。2回で終わらなければいけないので、今日は委員の先生、言いたいことは全部言ってください。それから、オブザーバーで参加された、辻村さん、坂元さん、福田さんについても、割り込んでいただいてご意見をどうぞ言ってください。これを盛り込んで、12月27日の2回目に向けて完成させていきたいと思っております。

それでは、「第一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する基本構想」というところについて、ご意見を申し上げます。

(磯崎委員) 1ページ目の13、14行の所ですが、戦略の4ページの上に載っている、2つの要因があります。里山、外来種については書いてあります。そのほかの要因についても書いた方がいいかと思っております。

(石井信委員) 2 ページ目の、区域外の保存施策については、後ろの方と整合をとった方がいいと思います。7 ページの、2 行目の「調査研究の推進」という所、それから、10 行目の「効果的な種の保存の推進のためには」について、法で定める以外のいろんな施策があって、そのための、調査研究を進めていくということだと思っておりますが、関係法令に基づく保護地域以外の、法に基づかない対策も重要であるということもどこかに書いておかないといけません。調査研究の方法、概要のようなものが、分からないので、2 ページ目のところを具体的にしなければならぬ。それから、保護地域以外での対策も大事ですよ、ということがどこかに書いてあるとよい。そのための保護地域外のいろんな情報の収集という記載が今の形では対応できていないのではないかと。

(松井) 1 ページ目 17 行目、レッドリストについて。レッドリストというのは、あくまでもリストだということでご存知だと思います。それにはランクがついているかもしれないけれど、その経緯や何かは、レッドリストの方には出てこない訳です。そういうものを見るにはレッドデータブックになる。ブックということにするには、多主体が関わってくるとなると大変な労力になってくるが、やはりリストだと、その種の（選定の）目的が、概要が分からないということになる。

(日本自然保護協会 辻村) 先ほど磯崎先生からもおっしゃっていただいたが、（野生動植物種を圧迫している）主な要因が二つというのは違和感がある。里地里山は依然として開発の危機にさらされているという事実がありますので、そういったところの現実をきちんと書いていただきたいと思っている。この二つの要因に絞っているのかどうか。

(事務局：環境省 松尾) 1 点目について、野生動植物種を圧迫している 2 つの要因についてですが、参考資料 1 の 2 ページに、「捕獲圧」や、「人間の生活域の拡大等による生息地若しくは生育地の消滅又は環境の悪化」などの圧迫する要因というのが書いてあります。今回の変更にあたっては、これらだけではなく、他にも圧迫要因があるということで、今回この文脈の中で基本方針にはっきり明記したいと思っています。

2 点目の保護区以外の所が重要だという点の書きぶりの整理ですが、現在の文面では、明確に整理されていないと思いますので、ご指摘を踏まえて修正していきたいと思っています。

3 点目、レッドリストだけではなく、レッドデータブックも位置づけるべきだというお話ですが、基礎的な資料としてまずはレッドリスト、というものを位置付けています。レッドデータブックについては、各種の状況がどうなっているか、絶滅の危機に瀕しているのかといったより施策に直結するような資料として、基本方針の中でどこに位置付けるかというところは考えたいと思いますが、レッドデータブックにつきましても、必要な情報ということで、積極的に作っていくということで考えています。

(金子委員) レッドリストという書き方だけであっても、その中に付随している情報があるという認識であれば、「リスト」でも問題ないと思う。

(石井座長) 続きまして「第二 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項」ということで、ご意見

がありましたら、お願いいたします。

(松井委員) 3 ページの 24 行目、「繁殖による個体の数の増加」、25 行目の「繁殖による速やかな個体数の増加」など、わざわざ「繁殖による」という言葉が書いてあるが、繁殖によらない個体数の増加というのが、あるのか。なぜ、「繁殖による」と書いてあるのか、私にはよくわからない。

(日本自然保護協会 辻村) 「6 学識経験者の知見の活用」について、確かに法律では、専門家に限定されているようだが、議論の中では地域で実際に保全活動をされている経験を持つ人なども、十分専門家として扱うべきではないかということが国会の中でも議論にあったというように思います。このため、「学識経験者」というのは読みようによっては非常に限定されているように思います。いわゆる大学等の研究機関で研究されている方等となると、それはそれで科学的に水準の高い判断がなされるものとは思いますが、そこから、政策判断に移るときに齟齬が出る可能性がある。トータルでモノが見られる価値を持つ方も学識経験者ということで位置づけるかどうかを、確認しておきたい。

(事務局：環境省 松尾) 「繁殖による」という文言は、確かに要らないかもしれないと気づきました。ただ、法律で既に規定されている用語であり、基本方針の書きぶりも法律に準じる必要がありますので、考えさせてください。

それから、「学識経験者」については、法律の条文上は、希少野生動植物種についての「専門の学識経験を有する者の意見を聞く」としておりますので、その条文との関係から、表現は変えられないと思っております。ただ、「学識経験を有する者」としか言っておりませんので、どこの大学を出ていなければならないとか、そういったことを言っている訳ではありません。そこは、「専門の学識経験」があるかどうか、で判断をするということになると思います。

(石井座長) 「専門家」や、「オブザーバー」という形もあるかと思っておりますので、そこは、書き方によるものなのかと思っております。

それでは、先に急いで、「第三 国内希少野生動植物に係る提案の募集に関する基本的な事項」に移りたいと思います。いずれも新設で、募集する提案の内容およびその取扱いについて、になります。皆様、ご意見いかがでしょうか。

(松井委員) 4 ページの 13、14 ですが、「以下の提案を広く国民から募集することとする」というよう「以下」の中に、国民から募集する場合に、解除する種の和名及び学名を求めているけれども、和名はどれを使うのか、学名はどれを使うのか、といったことを考えていくと、厳密性を求めているのだとは思いますが、かなり難しいことを求めているのではないかと思います。

(宮本委員) 第 3 の 2 の 22 行目の「提案の取り扱い」の所ですけども、提案を受けても、すく却下されるということが多いと失望されてしまう方が増えてしまう気がします。提案の取り扱いの最後の所にある「情報管理に留意し、可能な範囲で検討の経緯等を公表する」ということについて、個々の提案に対して、パブリックコメントの回答のように、丁寧に回答していくことが、必要ではないかと思います。背

景として、ある自然公園の選定に関して、パブリックコメントを出された方々から、意見を伺ったことがあります。回答文が画一的で、特に意見が却下される時はあっさり一言で切られてしまい、二度とパブコメをやりたくない、とおっしゃっていた方がいました。その辺の経緯について、もちろん、可能な範囲ですけれども、かなり丁寧に個々の意見に対して、説明をしていく姿勢が欲しい、と思います。それができる形で、方針が盛り込まれたらありがたいと思います。

(自然保護協会 辻村) 生息地等保護区の提案は受け付けるという話だったので、この「保存施策」というところに、それが含まれるのか、と読んでいましたがこれは、基本方針の用語にかかわってくるというのが分かったので、これ以上の変更が無理であれば、実際に広報するときに「併せてこういった提案を受け付けています」とホームページ上で書けばすむ話かと思いました。それから、いま、丁寧な説明ということをお願いしたので、ありがとうございます。

(石井座長) このあたりで、それでは、事務局いかがでしょうか。

(事務局：環境省 松尾) 和名だけでなく学名を付けるのは厳しいのではないかとのご意見でしたが、どこまで厳密にやるかという程度はあるかと思いますが、基本的に、レッドリストでは、和名と学名を合わせて出していますので、それに合わせる形で提案いただければ良いと思います。やはり、学名も合わせて出していただかないと、どの種に対する提案なのかという特定があいまいになってくる場合もありえるかと思いますが。

(事務局：環境省 番匠) 2点目、宮本先生からの提案の取り扱いについて、これまでも、提案された方には、対応状況の回答をしております。現状で言いますと、どのような種の提案があつて、例えばそれを今回は指定を見送りましたという情報を広く公開すると、その種をどう扱おうとしているかを公表してしまうことになってしまいますので、一般公開はしないで提案されたご本人だけ、回答をお返しするという形をとらせていただいたりしております。今後、こうした点について、基本的にはもう少し丁寧な対応ができないかということを考えておまして、ここに書いてありますように、「専門の学識経験を有する者の意見を聞き」、さらに「検討経緯を公表すること」となっておりますので、これについては、専門の方とご相談させていただいて、どこまで専門家の方にコメントをいただけて、そのコメントをどこまで公表していいのか、いろいろ相談していきたいと考えております。

(石井座長) はい、よろしいでしょうか。それでは、先に進みましょう。少し、細切れになりますので、「第五 国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項」、「第六 保護増殖事業に関する基本的な事項」、このあたりで、何かご意見ありますでしょうか。

(小菅委員) 5 ページ目の 35、36 行目「保護増殖事業の対象」において、「保護増殖の手法や技術、体制などがある程度整って」いることが、保護増殖事業の優先順位として書かれております。ただ、種の存続が本当に厳しい状態になったときに、域外保全の重要性というのは、ここでさんざん議論した通り、非常に重要になるということですが、域外保全を求めるときに、スタートをどういうところに置くかという

のが、非常に大きな問題だと思えます。あまりにも数が少なくなってから、域外保全をやろうとしても、実施する方にとっては恐ろしくて、手が出せない状態になってしまうと思えます。そこで、少なくとも、域外保全をやらなければいけない時には、すみやかに実験研究に取り組むというような考えを、どこかに入れておくべきではないかと思えます。

(石井座長) ありがとうございます。事務局、どうでしょう。

(事務局：環境省 松尾) 域外保全を始めるときには、体制が整っていない状態でも、ものすごく個体数が減ることが予想される前に、やるべきではないかというご意見と理解しました。もちろん、考慮すべきことと思えます。この枠の中ではありませんでしたが、もう少し根本的な、保存の優先度の考え方、大きな考え方という中で、絶滅のおそれの高さと、実際の施策の効果を、二つの視点で評価をするというのは、保護増殖事業の中でも、考えてよい基本的な視点だと思えます。この文章の中に文言を入れるかどうかというのは考えさせていただければと思えますが、そうしたことを考慮できるようにしていきたいと思えます。

(松井委員) 5ページの11行目「第五 国内希少野生動植物種」、の「個体の」というのは、これを使わなければならないのでしょうか。「個体の」というのは、器官を示すときに使うものではないかと思えます。個体以外に「生息」することはないのではないかと思えます。これも法律の条文の関係で変えられないのでしょうか。

(事務局：環境省 松尾) そのとおりです。

(石井座長) それでは、最後まで行きましょうか。「第七 認定希少種保全動物園等に関する基本的な事項」、「第八 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する重要事項」について、ご議論いただければと思えます。

(小菅委員) 認定の基準についてです。動物園という組織を認定するというところで、複数の個人が、組織を作っていて、極めて希少な種を保存している場合もあるかと思えます。そういうものを、この認定制度で拾い上げることができるのか、ということ为先ほど辻村さんがご意見として言っていたと思えます。そこをどうするか。一方、全体としての水準が維持できていない動物園ではあるが、ある特定の係員がやっていることがすごいという動物園があるという場合がある。その場合に、この動物園を認定するのか、という問題がやっぱりあると思う。だから、いろんな基準があると思うが、その辺の考え方を明確にしておかないと、認定を申請する人々にとっても、審査する人にとっても認定してもいいのかわからない、というようなことになると思うので、今の状況だけでも教えていただけないでしょうか。

(石井座長) この点について、福田さん、もちろんご意見があると思えますが、いかがでしょうか。

(日本動物園水族館協会 福田) 辻村さんも先ほど、意見で述べておられましたけれども、昆虫などは、

組織の形態という面から見ると、他の組織と協力してやっている形態もあります。認定の申請について、審査を受けるための体裁というか、認定の審査をする側にとっても、認定を受ける形態がどういったところなのか、ということで考えると、一定の組織とか、そういう形で括らざるをえないでしょうけれども、現実には、組織のレベルで動いていないもの、例えば組織以外のグループ、あるいは個人の連携などでやられているところもありますし、動物園、水族館の中でも、決して大きいところでもなくとも、技術的レベルがものすごく高くなくとも、希少な種の保存に寄与しているというところもございますので、そのあたりをどう考えていくかというのは非常に重要だと思います。

(金子委員) 小菅さんのお話ですけれども、例えばですね、法律に違反したりして、何回も検挙されているようなところが、何かの種についてすごく殖やしているというだけで、そこを認定してしまうと、お墨付きを与えるようなことになるので、そのあたりを、注意していただきたい。

(磯崎委員) 7ページ21、22行目について、他の関連する法律として出てくるのが保護区域関連の法律制度ですけれども、汚染防止法関連や開発の規制管理、計画についても、保護区域や、そこに存在する動植物も関わってきます。環境省が所管している法律も多くてこれらの調整は当たり前かもしれませんが、21、22行目の書き方だけだと、他の法律の保護地域制度、あるいは関連事業だけなので、汚染防止法との調整やシナジーなどの点も入らないかと思っております。

それとの関わりですが、最近の新しい法改正で、種の保存法と直結するものとして、組織犯罪処罰法があります。種の保存法違反も資金源対策の対象犯罪として含まれているので、それを活用するというので、入ってもいいかなと思う法律の一つです。

もう一つ、改正カルタヘナ法との関わりです。今までは、他の法律でやっていることが種の保存法にプラスになるということですが、改正カルタヘナ法とは相互にプラスになります。特に、名古屋クアラ補足議定書との関連では、重要な保護区域となっている場所で生じた生物多様性に対する損害だけが対象になります。従って、重要な保護区域で遺伝的改変生物が入ってきているのかどうかの観測可能な科学的データの蓄積と、常時日常的に観測されていることができているということの大前提があって、カルタヘナ法改正ができているので、そのリスク(評価)がないといけないと思います。そういう意味で、この21、22行目のところで、組織犯罪処罰法とカルタヘナ法が入ってもいいと思います。それから、上の、13、14のところ、気候変動のことだけが書かれていますが、今の関わりで言うと、LMO(遺伝的改変生物)についての調査研究という一項目も入っていないかならないのではないかと思います。

(宮本委員)「第八 その他絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する重要事項」の7ページ24、34行目に関連して、28行目「情報共有」で一番問題となる「安易な人工繁殖個体の野外への放逐」というものがあります。これは、植物の場合、行政指導でやるというよりは、個人レベルでやること、それに類して教育関係の方が主体でやる場合をかなり見聞きすることがございますので、「これはやってはいけない」という情報共有が実は一番重要じゃないのかということがございます。もし可能でしたら、そういうことに関して具体的に入れていただければと思います。

(トラ・ゾウ保護基金 坂元) 具体的な提案については先ほど申し上げた通りです。今拝見した案の限りでは私が申し上げたことは入っておりませんので、これに付け加えていただければと思っております。それとこれは感想なのですが、認定動物園のご議論があった中で小菅先生のお話がありましたけれども、改正法の中では動植物園等を認定するという事になっていて、事業を認定するものではないですね。ただ、おっしゃったように、ブリーダーなどが何らかの組織を整えて申請した時に、果たしてどうなるかということ、結果として、効率的にその種を繁殖させることができるが、果たして種の保存法の趣旨である、「種の保存」よりは、営利主導でやっているところが認定されるということになってしまわないかという恐れがあるというところは、やはり慎重に検討する必要があるのではないかと考えております。

(金子委員) 今の坂元さんのお話ですけれども、条約締結国会議で採択されている決議に関して付属書の掲載と違って、決定自体には法的拘束力がないので、どこまでやるのかというのはそれぞれの国が判断すべきものだと思います。

(事務局：環境省 松尾) まず、認定動物園に関して、ブリーダーみたいなところを認定していくのか、という点ですが、申請主体は法人であることが法律で明記されていますので、法人でない認定対象になりません。あとは、営利を目的としてやっているような方々が入るかということですが、これも法律上、対象となる動植物園等とは、飼養栽培及び保管を主たる目的とした施設としておりますし、営利を目的にたとえば生体をどんどん販売するようなどは、それは入り口の時点で、認定できないと考えております。

それから、特定の種に対してのみ高い技術を持っていたとしても、他の希少種と一緒に飼っているとしますので、その扱いがずさんでもいいのか、ということになります。やはりそういう意味では、その園で扱っているすべての希少種への扱いに対して、一定の水準を求めた上での認定になると思います。そういう点では、場合によって基準を変えるというのは難しいと思いますので、そこは一律の基準を設けていくことにはなるかと思っております。ただ、今の時点で、具体的にどんな基準をどの水準で求めるかということはまだ決まっているわけではありませんので、その点は、引き続き、並行して考えていきたいと考えております。

磯崎先生からご指摘の組織犯罪対策法、改正カルタヘナ法については、正直、今の想定としては入っておりませんでした。気候変動の文脈と合わせて LMO も書くべきではないかというご意見もありましたが、この点もあわせて、どのように対応できるか検討したいと思います。申し訳ありません、全く想定をしていなかったご指摘でしたので、検討させていただければと思います。

(石井座長) 書き方の問題かと思うのですが、「安易な放逐」といったところ、ですね、事務局からどうでしょうか。

(事務局：環境省 松尾) やってはいけないこと、を共有すべきのご指摘については、確かに、明示的には入れておりませんが、その趣旨としては、基本的な対策や手法の共有の中で、もちろん、共有していくべきものだと思います。今の書きぶりの中でも、ご指摘のような趣旨は入っているものと考えております。

(小菅委員) 認定動物園に関しては、おっしゃる通りだと思います。ただ、その基準の中で、動物を飼育して展示するということが、動物園の本体を現しているわけですから、いくら個人的にすごい技術レベルの人がいたとか、いないとか、言うのは関係ないと思う。それよりも、きちんとした、展示・飼育が行われているかどうかということも、認定の基準にぜひ入れてほしい。要するに、動物の福祉に配慮した飼育がきちんとされているのか、それから、園としてきちんと生物多様性に関することを発信しているのか、それから、域内保全とどのような関わりを持っているのかということも展示でしっかりとやっているのか。そういうところも、きちんと認定の基準の中に入れておくことが、重要ではないかと考えております。

(石井信委員) 金子委員の意見と同じですけれども、トラ・ゾウ保護基金の意見の2番目ですが、ここに書いてあることというのは、締約国会議の決定の無謬性を前提にした書きぶりになっているので、そこまで国内の制度を自ら縛る必要はないのではないかと思います。実際に、締約国会議の決議というのは割と頻繁に改正されていますし、付属書の定期的な見直しのプロセスというのものもある。付け加えるとすれば、「種の保全上の効果を考慮して」というのが、全然、この提案には入っていないという点を今思いついたところです。そういったことを書くとかえって焦点がぼやけるかもしれないですが、『種の保全上の効果を考慮して』輸出入及び譲り渡し等を規制する措置を講ずる」という風に書いていただくことも検討していただきたいです。

(石井座長) 参考意見として良いのではないかと思います。

(磯崎委員) 4ページ目24行目(「提案の取り扱い」)の書き方について、参考資料3で、「あり方検討会」の報告書7ページ(「③国民からの意見を踏まえた国内希少野生動植物種の指定」)において、検討会における検討の結果「より明確にする」ということになっております。この文言は検討会で議論された結果、明記されたものですが、資料4-2の4ページの28行目では、その趣旨が入っていないように思います。さっきの事務局の説明でも、どんな形で明らかにしていくかという所は検討するということでもありますので、書き方が難しいのかもしれませんが、ここではもう少し従来よりはっきりと明確にしていくということをこの28行目にも加えるといいのではないかと思います。

(事務局：環境省 番匠) 今のご指摘については、まさにそのように考えておりますので、文言は工夫させていただきたいと思います。それから、小菅委員からいただいたご意見ですが、私共の方でも、審査に当たって、希少種をちゃんと飼育・栽培できる、という所を見ていきたいと考えております。ただ、従前から話がある点ですが、動物自身への配慮と言った点は「どこまでやればいいのか」というのを明確にするのが難しいのではないかと考えておりますので、そういった言葉ではなくて、いわゆる、飼育・栽培がちゃんとできることを確認する、希少種に対する取り組みを確認するということだと考えています。あとは、先ほどご指摘いただいた、域内との関わりについて、その種のことをきちんと普及・啓発していただくといった点も、確認したいと思います。

(石井座長) ありがとうございます。特になければ、そろそろ、議論を終えたいと思います。たぶん、まだ意見の方はあると思いますので、1週間くらいあればよろしいでしょうか、メールなどで事務局へ行っていただければと思います。その他のところで、事務局からご意見ありますでしょうか。

(事務局：環境省 松尾) 事務的なご連絡ですが、今回は12月27日午後、14時を予定しております。正確に決まりましたら、またご連絡させていただきたいと思います。

(石井座長) それでは、これで、事務局へお返ししたいと思います。

(環境省 奥田) 石井先生、座長をありがとうございました。また、委員の皆様、長時間にわたり、熱心なご議論を、ありがとうございました。最後に、環境省の堀上野生生物課長より、ご挨拶申し上げます。

(環境省 堀上課長) 本日は、ご熱心な議論をありがとうございました。また、関係団体の方々には、お忙しい中、ありがとうございました。また、ご意見、あるいはご指摘を踏まえまして、次回12月27日には、内容を整理いたしまして、案としてお示ししたいと思います。年末で大変お忙しいところであると思いますが、ぜひ、ご出席をお願いいたします。本日は、誠にありがとうございました。